

| No. | 決定年度 | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 課題内容 | 課題に対する担当課の提案(解決方法) | 今後の方向性(推進本部) | | 達成状況等 |
|-----|------|-------|-------------|--|---|---|---|---|--------|
| | | | | | | | 所見(推進本部) | 取組状況 | |
| 1 | H28 | 高齢介護課 | 居宅介護支援事業 | 介護保険法等に基づき、要介護認定者等や家族の希望に添った居宅サービス計画を作成し、当該計画に基づいた居宅サービスが確保されるよう関係機関と連携、調整の支援を行うもの。 | 当事業所は、砺波市地域包括支援センターや市社会福祉課と速やかに連携を行いながら支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へも居宅介護支援を行っていることが特徴である。収支のバランスが良好であり、今後も同様の状態が見込まれると予測される。引き続き市直営で事業を行うのか、また、現在市全体の1割程度を担っている規模を今後どうすべきかが課題である。 | 団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。 | 維持 | 居宅介護支援を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護支援専門員の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)と同様の処遇改善に向けた取組みを行っている。 第7期砺波市高齢者保健福祉計画に基づき、令和元年度事業の運営状況を検証して調査・研究をしている。 | 調査・研究中 |
| | | | | | | | ・令和7年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。 | | |
| 2 | H28 | 高齢介護課 | ホームヘルパー派遣事業 | 介護保険法等に基づき、要介護認定者等に対して可能な限り在宅において、本人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画に基づきホームヘルパーを派遣して支援を行うもの。 | ホームヘルパー派遣事業を実施している当事業所は、介護格差が生じることのないように山間地などの不採算地域や支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へもヘルパー派遣を行っている。平成25年度末に事業所を1拠点削減(4拠点⇒3拠点)して再編してきたところであるが、平成27年度の介護報酬のマイナス改定などにより収支のバランスが悪い状態が続いている。今後5年の間に嘱託ヘルパーの半数近くが定年退職を迎えることもあり、引き続き事業を市直営で運営するのか、また、運営する場合はその規模をどうすべきかが課題である。 | 団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。 | 維持 | 介護を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護人材の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)の処遇改善に向けた取組みを行うとともに収支の改善を図っている。 平成31年4月には事業所を3拠点から2拠点に再編し、突発的な事案の対応や休暇の取得を推進することで職員の定着を図っている。 | 調査・研究中 |
| | | | | | | | ・令和7年度までが要介護状態となる高齢者の増加が見込まれることに鑑み、当分の間「維持」とするとともに、引き続き調査・研究する。 | | |

| No. | 決定年度 | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 課題内容 | 課題に対する担当課の提案(解決方法) | 今後の方向性(推進本部) | | 取組状況 | 達成状況等 |
|-----|------|---------------|--------------------|--|---|---|--------------|--|---|--|
| | | | | | | | 所見(推進本部) | | | |
| 3 | H28 | こども課 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭等の保健の向上と健康の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭の父又は母及びその監護する児童または父母のない児童とその児童を養育している養育者を対象に医療費を助成。 | <p>県準則では、所得制限額は児童扶養手当支給制限額(扶養無しの場合192万円)を準用しているが、当市は児童手当支給制限額(同622万円)を準用している。</p> <p>県下では所得制限を撤廃している黒部市を除けば最も高い。経済的には困窮状況にないと思われるひとり親について助成対象となっている。</p> | <p>通院治療について、所得制限額(扶養無しの場合)を年収500万円相当=所得額338万円(給与所得換算額-社会保険料相当額)に引き下げる。他方、入院治療については、収入の減少も考えられ、ひとり親家庭の家計に与える影響が大きいと想定されることから、所得制限額を現状維持とする。これにより生じる財源(27年度実績に基づく試算27世帯分、280万円)を、新たなひとり親家庭等への支援事業に充当する。具体例として、ひとり親家庭の児童への(文言削除)学習支援事業(学習塾への委託による無料教室の開催)が想定される。</p> <p>※ この他、資格取得の助成、病気時における子育て支援等も想定される。</p> | 維持 | <ul style="list-style-type: none"> 所得制限額の引き下げについては、慎重に検討する。 ひとり親家庭へのアンケート調査を通じて、ニーズを把握のうえ、所得制限額の引き下げとあわせて、総合的な支援について、引き続き検討する。 | <p>所得制限のあり方については、県内他市町村において昨年度と変更しないものの、(文言削除)県内の動向にも注意しながら引き続き検討する。</p> <p>学習支援ボランティア事業については、平成29年度から中学生を対象に塾形式で事業化している。</p> <p>社会福祉課所管で、平成30年度から小学4年生から中学生を対象とした自習形式での事業が実施されている。</p> | <p>検討中</p> <p>(新規事業については達成)</p> |
| 4 | H29 | 高齢介護課(健康センター) | 地域包括支援センター(直営)運営事業 | 地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種において、介護予防、マネジメント支援、高齢者虐待防止等に関する業務を実施。 | <p>現在、主任介護支援専門員の有資格者は保健師3名(地域包括支援センター2名、健康センター1名)いるが、H28から更新等研修時間が増え、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講することになると、配属先での業務等に支障がでるため更新が困難な状況。介護支援専門員の更新研修についても同様の状況である。そのため、今後主任介護支援専門員を市の職員で確保していくことは厳しい状況にある。主任介護支援専門員受講資格者は数年目途がたっていない。</p> <p>*主任介護支援専門員の資格取得までに人事異動がない場合で最低10年必要。①保健師等(5年以上経験有)で介護支援専門員の試験を受け、②資格取得後、通算5年以上介護支援専門員として実務経験し主任介護支援専門員研修受講が必要。③更新研修を受講しないと資格が取り消される。</p> <p>*主任介護支援専門員取得を優先させると職員のジョブローテーションが硬直化し、地域包括支援センターに主任クラスの職員が必然的に増え、市役所全体としての保健師の人材育成に支障がでる。</p> <p>*現在、研修費用等は現任期間の場合予算対応だが、配属が変われば自己負担しており研修費用も値上がりしており個人に負担がかかっている。</p> <p>*主任介護支援専門員研修:12日間、44,000円 更新研修:8日間、28,000円(法定外研修年4回受講していることが受講要件)</p> <p>*民間事業所の主任介護支援専門員も同様に確保が厳しい状況で民間からの派遣は困難。(介護職員不足、配置異動で要件を満たせない)</p> | <p>保健師、社会福祉士の人材育成、ジョブローテーションを優先し、30代から40代前半の保健師、社会福祉士の職員が主任介護支援専門員の資格を有するまで、フルタイム会計年度任用職員で主任介護支援専門員(現在2人)の有資格者に主任介護支援専門員手当を支給し、市役所直営の地域包括支援センターの主任介護支援専門員を確保する。</p> <p>また、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講する職員についても、研修費用を公費で負担する。</p> | 改善 | <ul style="list-style-type: none"> 保健師等が、主任介護支援専門員の資格を取得できるよう、計画的な人事異動に努める。なお、正規職員で主任介護支援専門員の資格を有する者が欠員となる場合は、フルタイム会計年度任用職員で主任介護支援専門員の資格を有する者に手当を支給し、人員を確保する。 また、資格の取得及び更新に要する費用については、配属先に関わらず平成30年度から公費で負担する。上記の主任介護支援専門員(フルタイム会計年度任用職員)の手当の額や支給時期及び正規職員の資格の取得や更新に要する費用の公費負担に関する予算措置など、詳細については担当課で検討を進める。 | <p>主任介護支援専門員の育成・人材の確保については、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等が所属する関係部署等(高齢介護課・地域包括支援センター・社会福祉課・健康センター等)にて協議を進め、平成30年度以降に「介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修・育成計画」を策定し、適正な事業実施を図る。平成30年1月から協議開始。</p> | <p>人事異動…協議中</p> <p>公費負担…<達成></p> |

| No. | 決定年度 | 担当課 | 事業名 | 事業概要 | 課題内容 | 課題に対する担当課の提案(解決方法) | 今後の方向性(推進本部) | | 取組状況 | 達成状況等 |
|-----|------|------------|---------------------------|--|--|---|--------------|---|---|---------------------------------------|
| | | | | | | | 所見(推進本部) | | | |
| 5 | H29 | 教育総務課 | 小・中学校卒業記念品贈呈 | 市内の小・中学校の課程を修了する児童・生徒に対し、卒業記念品を贈呈するもの。 小学校: 中学和英辞典 中学校: 印鑑ケース、印鑑 | 他市の状況を見ても、卒業記念品を贈る市が少数派であること。 和英辞典は、電子機器の発展により、使用頻度が減っていること。 印鑑ケースは、作成者の高齢化が進んでいること。また、材料の品質にばらつきがあること。 | ・廃止とする。又は、縮小する。小学校のみ廃止とし、義務教育修了の中学校のみの記念品とする。 ・印鑑ケース(中学校)については、材料確保のため、H29年度は依頼済みである。H30年度以降の廃止を目指したい。 | 廃止 | <p>・小学校の卒業は、義務教育の通過点であることや、他市の状況を踏まえ、平成30年度から小学校の卒業記念品の贈呈は廃止する方向とし、「ふるさと」への愛着形成のため、副教材の充実を図るなど代替案も併せて担当課で検討を進める。</p> <p>・また、中学校の記念品については、印鑑ケースが伝統工芸品(庄川挽物)であることもあり、段階的な廃止を含めて担当課で検討を進める。</p> | <p>小・中学校の卒業記念品を廃止した。</p> <p>・小学校…平成30年度に廃止 ・中学校…平成30年度に一部廃止、令和2年度に廃止</p> | <p>小学校卒業記念品…達成</p> <p>中学校卒業記念品…達成</p> |
| 6 | R1 | 生涯学習・スポーツ課 | 青少年健全育成大会講演会等と市教育大会講演会の統合 | <p>・生涯学習・スポーツ課所管で、青少年育成砺波市民会議、市PTA連絡協議会、公民館連絡協議会の3者合同で表彰、実践発表、講演会を12月に行っている</p> <p>・教育センター所管で、砺波市教育大会として学校教育・生涯学習の振興を図るため表彰、実践発表、講演会を1月(成人式の1週間後)に行っている。</p> <p>・教育大会は、令和元年度から表彰を「文化の日の表彰」に引き続いて実施することで調整中であり、講演会は令和2年6月から8月に実施することで調整中。</p> | <p>・どちらの大会も案内を行う対象者が重なっていることで、来場者に負担をかけている。</p> <p>・講演会の演題や講師が、どちらの大会であっても違和感がない。</p> <p>・大会経費や動員の見直しを図り、より密度の濃い、充実した内容の講演会等の実施が望まれる。</p> | 2つの講演会を統合することとして協議を進める。 | 統合 | <p>教育センター所管の砺波市教育大会のあり方を見直すことにより、令和元年度から教育大会は中止とした。</p> <p>なお、大会で行っていた「砺波市教育委員会表彰」は、令和2年度から砺波市功労者表彰と一本化した。また、「講演会」は令和2年度から「となみ学びフォーラム」に統合することとした。(令和2年度のとなみ学びフォーラムは新型コロナウイルスの影響で令和3年度に延期)</p> <p>青少年健全育成大会・公民館連絡協議会研究大会・PTA連絡協議会講演会は、令和2年12月5日に合同で開催したが、今後の見直しについては、次のように検討している。</p> <p>・青少年健全育成大会 青少年団体等の顕彰…青少年育成県民会議へ推薦する。 「写真コンクール」…表彰式は実施せず、作品はイオンモールに掲示する。 ・公民館研究大会…既存の専門部員研修会に統合する。 ・PTA連絡協議会講演会…となみ学びフォーラムに統合する。</p> | <p>教育大会の中止・学校教育等の表彰…達成</p> <p>上記のほかは検討中</p> | |
| 7 | R2 | 社会福祉課 | 高齢者入浴施設等利用券配布事業 | <p>市内の公衆浴場及び福祉センターなど9施設を利用できる、入浴施設等利用券を10枚(利用者負担1回100円)配布し、自立生活の助長及び心身機能の維持向上を図り、高齢者の要介護状態への進行を防止するもの。</p> <p>【事業変遷】 H18～H20…利用券10枚、利用者負担なし H21～H26…利用券 8枚、利用者負担なし H27以降…利用券10枚、利用者負担100円</p> | <p>・平均寿命の延伸や令和5年度には”団塊の世代”(S22～S24生)が75歳を迎え、事業対象者の増加が見込まれる。</p> <p>・麦秋苑の風呂は老朽化によりR2.4より廃止。また、公共施設再編計画においても、今後、福祉センターの風呂機能を廃止することになっており入浴可能施設は減少する。</p> | <p>・福祉センターの公共施設再編計画の方向性である「機能の一部(風呂)廃止」の進捗と、介護予防事業のニーズと併せ検討する。</p> <p>・高齢者の外出支援を促すため、事業の名称や配布枚数を変更し検討する。</p> | 縮小 | <p>段階的に縮小を行う。施設の利用実態の把握に努め、外出支援の代替事業案や事業名の変更等を検討すること。</p> | <p>施設の利用実態の把握に努めるとともに、高齢者の閉じこもり予防や生きがい活動、移動支援等に関する所管課による協議を開始した。</p> | 検討中 |
| 8 | R2 | 土木課 | 道路維持管理事業におけるICTの活用 | <p>市道における安全を確保するためには、災害パトロールやゲリラ豪雨による浸水状況及び積雪状況の把握は不可欠である。</p> <p>適時適切にその状況を記録し管理を行うため、浸水深や積雪深のセンサーやライブカメラなどを設置し、定点での状況を把握することにより、その後の災害査定や除雪出動の判断材料等として情報の有効活用を行う。</p> | <p>災害査定時に、パトロールによる状況データの提出を求められ、定点観測などのデータが必要と指摘された。</p> <p>また、除雪に関して、除雪の判断基準となる積雪深をこれまでパトロールにより情報を得ていたが、現地を回っている間に、積雪深が大きく変化することがあり、マンパワーのみでは適時にその情報を把握し切れない。</p> | <p>太郎丸調整池の監視システムをクラウド型に更新したことから、そのシステムを利用し、浸水被害の発生が懸念される箇所や、積雪深観測箇所にセンサーを設置し活用できるよう増強の検討を行う。</p> <p>なお、今後の増強について補助事業を活用して取り組むことができないか並行して検討中である。</p> <p>適時に同時刻の情報を把握し、除雪出動などの判断情報とすることができ、情報を地域住民へも開示できる。</p> | 改善 | <p>積雪と浸水については、区別して検討すべき。内容についてさらに精査し、目的・手法を明確にした上で、引き続き検討及び改善すること。</p> | <p>【浸水】 現在のクラウド型のシステムの運用を改善していくことに加え、庄川左岸地区における排水管理システムへの統合による効率化も検討する。</p> <p>【積雪】 他自治体で行っている積雪深の計測について、情報収集し、本市における手法を検討する。</p> | 調査・研究中 |